仙台市障害福祉計画（第８期）・仙台市障害児福祉計画（第４期）【中間案概要】

第1章　計画策定の概要　Ｐ１～

１　趣旨　２　位置づけ

本計画は、現行の障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間終了に伴い、これまでの計画の進捗状況や社会情勢の変化、国の制度改正等を踏まえて新たに策定するものである。

各法に基づく市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定し、「仙台市基本計画2021-2030」及び「（仮称）せんだい支えあいのまち推進プラン2027」を上位計画として、関連計画との連携を図るとともに、「仙台市ダイバーシティ推進指針」の理念を踏まえ、障害の有無に関わらず、一人ひとりの価値観やニーズが尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進するものである。

（１）法令根拠

根拠法	計画	内容
障害者基本法	障害者保健福祉計画	障害者施策全体の方向性を定める
障害者総合支援法	障害福祉計画（第８期）	サービス等の提供体制の確保に係る目標や見込量等を定める
児童福祉法	障害児福祉計画（第４期）	

（２）本市の各計画等との関係

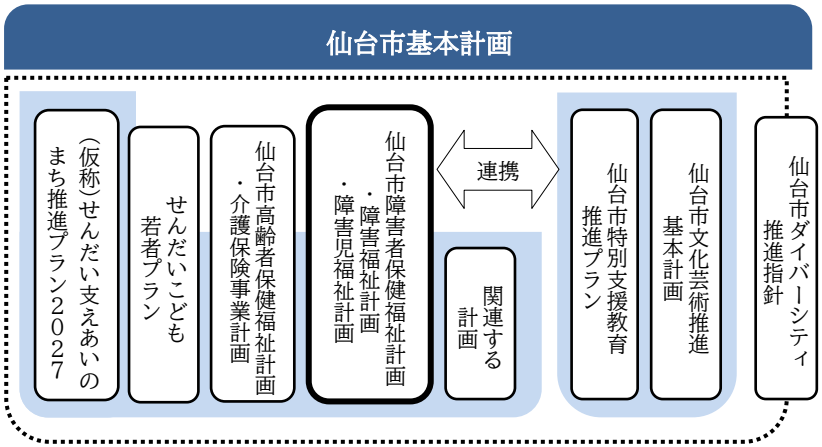

３　対象

障害のある方を含むすべての市民、事業者

４　計画期間

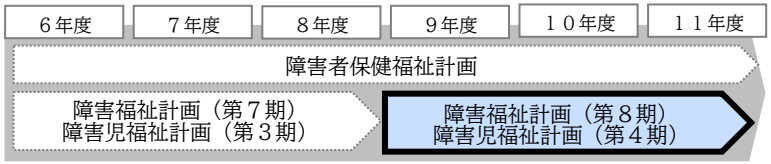

第2章　障害のある方を取り巻く現状　Ｐ５～

１　国等の障害者施策等の動向

障害理解・差別解消　令和６年４月の障害者差別解消法の改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、旧優生保護法を違憲とした最高裁判決を踏まえ、障害のある方の希望する生活の実現や心のバリアフリー推進等に向けた取組が進められている。

障害のあるこどもや手厚い支援を必要とする方への支援　令和８年４月の「高次脳機能障害者支援法」の施行や、令和９年４月の「医療的ケア児等支援法」の改正法の施行等を踏まえ、地域における支援体制の充実や関係機関の連携強化が進められている。

日々の暮らしや社会参加の基盤づくり　令和８年７月からの法定雇用率の引き上げや、令和７年６月の「手話施策推進法」の施行等を踏まえ、障害者雇用の一層の促進や意思疎通支援の充実が進められている。

２　本市の現状

障害者手帳所持者数
- 身体障害者手帳所持者数は横ばい
- 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが顕著

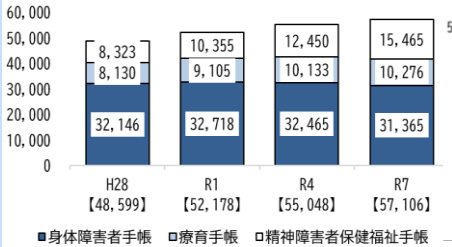

特別な教育の場を活用している児童生徒数等
- 特別支援教育を受ける児童生徒数及びその割合は増加
- 支援を必要とする児童生徒の増加

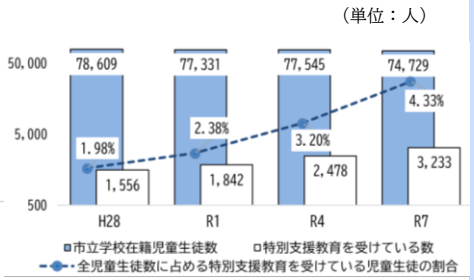

障害福祉サービス（者）利用者数
- 障害福祉サービス（者）の利用者数は増加傾向
- とりわけ、訓練等給付の増加が顕著
- 就労支援や地域生活支援の充実の必要性

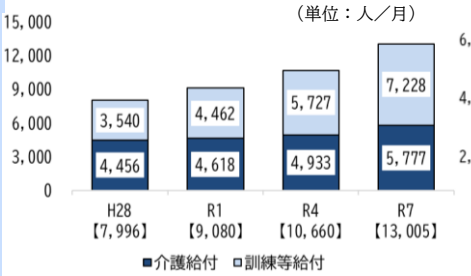

障害福祉サービス（児）利用者数
- 障害福祉サービス（児）の利用者数は増加傾向
- 特に重症心身障害児や医療的ケア児等への支援体制の充実の必要性

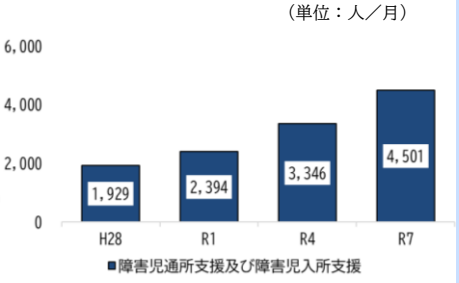

第3章　成果目標及びその達成に関する指標等

P12～

1　成果目標　2　成果目標達成に関する指標等

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第７期）及び障害児福祉計画（第３期）の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定する。

成果目標及びその達成に関する指標等（主なもの）

項目		今期目標 R9	今期目標 R10	今期目標 R11	目　標（目標年次：令和11年度）
施設入所者の地域生活への移行者数		10人	11人	11人	令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上の地域生活への移行
心のサポーター数【新設】		1,124人	1,674人	2,279人	令和11年度末時点において、心のサポーター数が累積2,279人以上
福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援就労継続支援Ａ型・Ｂ型の合計）		483人	520人	559人	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和６年度実績の1.31倍以上
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 指標：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数		22箇所	25箇所	28箇所	主に重症心身障害児を支援する事業所の運営支援を通した支援体制の拡充
強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備【新設】 指標：①人材育成回数・人数 ②施設コンサルテーション実施回数	①	17回 120人	17回 120人	17回 120人	強度行動障害に対応できる機関とアーチルの協働により、研修や施設コンサルテーションを実施し、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力の向上
	②	13回	13回	13回	
相談支援体制の充実・強化等 指標：基幹相談支援センターの取組への参加事業所割合		67.0%	70.3%	71.5%	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、協議会等の連携による地域の相談支援体制の充実・強化
運営指導等・集団指導 指標：集団指導への事業所参加率		88.5%	90.0%	91.5%	障害福祉サービス事業者等への運営指導等及び集団指導を通じた障害福祉サービス等の質の向上

第5章　計画の推進

P34～

- 本計画は、庁内関係部局や障害者団体、事業所、企業、地域、市民など多様な主体との協働により推進するものである。
- また、毎年度、計画の進捗状況を点検や評価し、仙台市障害者施策推進協議会による監視・調査・分析・評価を通じて、施策の着実な推進と改善を図る。

第4章　障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

P22～

1　活動指標に係る見込量の推計の考え方

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要である。国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出する。

2　見込量確保のための方策等（主なもの）

- 利用者ニーズに応じた適切なサービス提供体制の整備や新規事業所の開設を進めるとともに、より手厚い支援を必要とする方への提供体制の整備に努める。
- 障害のある方の希望によらないセルフプランの解消を図るため、計画相談支援の利用環境整備や相談支援体制の強化を進める。
- 障害のある児童に対し、関係機関の連携による切れ目のない支援を充実させるとともに、児童発達支援センターを中核とした就学前療育支援システムの構築や重症心身障害児等への支援体制の強化を図る。
- （仮）高次脳機能障害者支援センター及び（仮）高次脳機能障害者支援地域協議会を設置し、専門的な相談支援、普及啓発、関係機関の連携強化等を推進するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備を図る。

3　見込量（主なもの）

（単位：利用者数/月　※）

サービスの種類	前期実績 R6	前期実績 R7	今期見込量 R9	今期見込量 R10	今期見込量 R11
居宅介護	1,814	1,966	2,250	2,408	2,576
生活介護	1,984	2,030	2,120	2,150	2,180
就労選択支援　※	－	15	120	132	144
就労継続支援Ａ型	611	638	647	656	665
就労継続支援Ｂ型	3,394	3,770	4,111	4,452	4,793
短期入所（福祉型、医療型）	690	775	1,007	1,148	1,308
共同生活援助	1,648	1,829	2,186	2,389	2,611
計画相談支援	1,707	1,896	2,280	2,555	2,858
児童発達支援	1,115	1,081	1,016	985	955
放課後等デイサービス	3,054	3,352	4,056	4,462	4,908
保育所等訪問支援	24	33	45	51	57
障害児相談支援	332	412	562	671	800
（仮）高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新設】　※	－	－	600	610	620

※「就労選択支援」及び「高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数」のみ、単位は「利用者数・相談件数/年」